

別添 1

「山形県立長井高等学校」自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

貸し付ける教育財産	貸付期間	自動販売機の種類	貸付面積
長井市四ツ谷二丁目5番1号 山形県立長井高等学校 教室棟1階 東階段下 建物1.50平方メートル	令和7年9月1日から 令和12年3月31日まで	アイスクリーム(冷菓) 1台	1.50 m ² /台 *下記参照

※1 貸付面積には、放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付期間の更新はしない。

2 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

上記1に記載されている容積以内とする。

② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② フロンの使用

冷媒には、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種（低GWP冷媒機）とする。

ただし、前記条件に該当する機種が現在製造されていないか、調達が極めて困難な場合については、協議によりフロンガス冷媒の機種を特に認めることができる。

また、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（自動販売機据付基準策定委員会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法：昭和22年12月24日法律第233号）及び「自

動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

販売する飲食物等の容器を種類別に分別できるよう、回収ボックスを自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ その他収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて設置者が適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

① 個別包装されたアイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス、かき氷、氷等とする。

② 販売品目の詳細については、契約後に協議の上決定するものとする。

(2) 価格

長井市及び周辺地区における標準的な小売価格以下とする。

4 貸付料

落札金額とする。

5 光熱水費等

光熱水費等の金額は、設置者が設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）により県教育委員会が計測した使用量に基づき、教育財産目的外使用許可事務取扱要領の別表1光熱水費算定基準を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 光熱水費等を計測するための計量器を設置する場合の設置及び撤去費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては山形県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、借受財産返還届（別添9）を提出し、原状に回復して山形県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機の設置に伴う事故

山形県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 山形県の責に帰することが明らかな場合を除き、山形県はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない